

教育・経営合同委員会が開催されました

1. 日 時 7月3日（火）11：30～
2. 場 所 （社）山梨県自動車整備振興会 会議室
3. 出席者
 - ・教育委員会
清水委員長、渡辺副委員長、笹本委員、早川委員、別符委員、米山委員、小菅委員、岡部委員
 - ・経営委員会
渡邊委員長、緒方副委員長、深澤委員、清水委員、井上委員、河西委員、石井委員、大村委員、鶴田委員
4. 会議事項
 - 1) 点検整備推進イベント「車ふれあい祭り“2012”」
第19回山梨県自動車整備技能競技大会(案)について

平成24年11月17日（土）
 アイメッセ山梨（甲府市大津町2192-8）
 - 2) その他

街頭検査の実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要	
7月11日(水) 13:30～16:00	北杜市白州町 (地方整備局敷地内)	運輸支局 4名 独立検査法人 1名 軽自動車検査協会 2名 峡北支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 139台 不良車両数 12台 整備命令 1台 口頭注意 11台 車検切れ 0台	

【主な不適合箇所】

- 整備命令
 - 大型車リアバンパー不良等
- 口頭注意
 - 灯火器の不点灯
 - 最大積載量表示不良等

※ 峡北支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

大型車の車輪脱落事故防止啓発用ポスターについて

日整連が参画する大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会では、車輪脱落事故防止に関する啓発活動の一環として、大型車のドライバーに日常点検の励行を呼びかけるポスターを作成しました。

会員の皆様に配布致しますので、点検整備推進にご活用下さい。



振興会関東ブロック共同広報について

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨各振興会）では、整備業界のイメージアップと点検整備促進のためのラジオ広報を、昭和61年度より共同で実施しています。

本年度も昨年に引き続き、映画、テレビ等で幅広く活躍中の「武田鉄矢」さんをCMキャラクターに起用しています。

ラジオCMコピーは5タイプ。「龍馬先生篇」「車」という字篇」「定期検診篇」「母のお叱り篇」「きれいな空気篇」になります。

■放送局

文化放送 ニッポン放送 TBS FM東京 J-WAVE
FM横浜 NACK5、bay fm 茨城放送 栃木放送 FM群馬、
山梨放送、FM富士 (スポット 9月~11月(朝・ドライバーゾーン 各102本)

1. 「龍馬先生」篇

武田 龍馬よ！武田鉄矢です。

この国の人々に、クルマを点検・整備する大切さを伝えねばならぬ時、
あなたなら、どうおっしゃいますか？

NA クルマには、点検・整備が必要ぜよ。
黄色い看板が目印の

国の認証を受けている整備工場でやってつか一さい。

NA 自動車整備振興会です。

2. 「“車”という字」篇

武田 武田鉄矢です。
車という字は、荷台と車輪を一本の軸で、しっかりとめると書きます。
これが少しでもずれたら大変。
ちゃんと点検・整備していますか？
NA クルマの点検・整備は、黄色い看板が目印の国の認証を受けている整備工場で。
自動車整備振興会です

3. 「定期検診」篇

NA 検診でお待ちの武田鉄矢さん。
武田 はいはーい。
NA 每年しっかり検診受けてますね。
武田 当然です。
NA では、車はちゃんと点検・整備受けてますか？
武田 車ですか？
NA 車の点検・整備は、黄色い看板が目印の国の認証を受けている整備工場で。
武田 車も人間も同じなんだなあ。
NA 自動車整備振興会です。

4. 「母のお叱り」篇

武田 武田鉄矢です。
私は小さい頃、悪さをすると母から「こら鉄矢！ なんばしょっとか！」と
よく怒られたものです。
車の不正改造などは事故につながる危険を招きます。
怒られるだけでは済まない問題なんですよ。
NA 車の不正改造はやめましょう。
自動車整備振興会です。

5. 「きれいな空気」篇

武田 スーハー(深呼吸)
いやー、キレイな空気ってうまいもんですねー。
NA 武田さん。実は、クルマの点検・整備も、エコの一つ。
排出ガスを減らして、燃費向上による CO₂ 削減に貢献するんです。
武田 ほお、点検・整備もエコなんだ。
NA 自動車整備振興会です。

引取業者、フロン回収業者の登録更新について (自動車リサイクル法関係) ～登録の有効期限を確認して下さい～

使用済自動車の「引取業者」と「フロン類回収業者」については、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行されたことに伴い、同法律に基づく県知事の登録が必要となりました。

登録については、5年ごとにその更新を受けなければ登録期間（5年）の経過により失効することとなりますので、引き続き登録を継続する場合には、登録期間満了日（登録日から5年目に当たる日の前日）までに、下記により登録の更新を行って下さい。

また、5年以内に事業者・事業場の変更届（名称、所在地等）を山梨運輸支局に提出した場合、更新の手続きと合わせて変更届も必要となりますので、振興会指導課にご相談下さい。

新規認証を取得された事業者並びに認証を譲渡譲受された事業者は、登録の手続きをお願いします。

登録年月日は、下記の山梨県のホームページから確認できます。

「引取業者」



【URLアドレス】

http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/documents/jidousyarisaikuru_meibou_hikitori_230301_2.pdf

「フロン類回収業者」



【URLアドレス】

http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/documents/jidousyarisaikuru_meibou_kaisyu_230301_2.pdf

1. 引取業者の更新・登録

【必要書類】

- ① 申請書 } 振興会指導教育部に用意しています。
- ② 誓約書 } 振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。
- ③ 住民票(個人)※1 または登記簿謄本(法人)
〔発行日より1ヶ月以内〕
- ④ 整備士合格証書の写し
- ⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入証紙代)

※1. 本籍が記載されている住民票を揃えてください。本籍がない住民票は、更新ができません。

2. フロン類回収業者の更新・登録

【必要書類】

- ① 申請書 } 振興会指導教育部に用意しています。
- ② 誓約書 } 振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。
- ③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) 〔発行日より1ヶ月以内〕
- ④ 整備士の合格証書の写し
- ⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入証紙代)
- ⑥ フロン回収設備の所有権を有することを証する書面
所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のいずれかの写し
もしくは、回収機の写真(2~3枚回収機本体の全体写真と型番(プレートに刻印)等の写真)
- 所有していない場合：借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し

- ⑦ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類
取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
もしくは、回収機の写真（2～3枚回収機本体の全体写真と型番（プレートに刻印）等の写真）

3. 受付場所・期間

【振興会】

提出期限 8月24日（金）

【県林務環境事務所】

登録の有効期限の2ヶ月前から更新申請を受付

申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階 0551-23-3090	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市及び昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	〒409-3606 市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階 055-240-4141	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町及び南部町
富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原三丁目3-3 南都留合同庁舎2階 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村

自動車リサイクル法 引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者の皆様へ

満了日が近づいたら 自治体登録・許可更新とシステム登録更新が必要！

自動車リサイクル法における、引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業の自治体登録・許可是5年毎に更新が必要です。
事業を継続する場合、自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。

自治体への
更新申請

1 自治体への登録・許可更新

満了日が近づいたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請してください。
自治体への更新申請をせず満了日を過ぎてしまうと、登録・許可を失効してしまいます！



システム登録更新
「更新申請済」
ボタン
クリック

2 システム上での登録更新

- ① ID・パスワードを入力して最初に現れる自動車リサイクルシステムのメニュー画面の右上にある「更新申請済」ボタンをクリック。

クリック！

【クリックのタイミング】

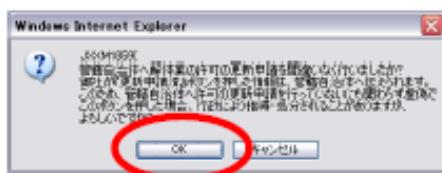
自治体での更新手続きが全て完了するまで待つ必要はありません。
自治体へ更新申請した段階でクリックしてください。

【複数工程の更新】

自治体へ複数工程（引取・フロン・解体・破碎）更新申請した場合、
システム登録も工程ごとにシステム更新する必要があります。



- ② 確認メッセージが表示されるので「OK」をクリック。



自治体へ更新申請せずにシステム更新すると、「虚偽更新」として
自治体が把握できます。

クリック！

「OK」ボタン
クリック

システム更新
申請完了

- ③ 「更新申請済みの連絡を受け付けました」とのメッセージに変わり、更新申請完了。

注意

1) システム更新忘れ

自治体へ更新申請したにもかかわらず、
システム更新を忘れたまま満了日を過ぎると、
翌日より移動報告ができなくなります。
「更新申請済」ボタンをクリックすれば、
翌日より移動報告を再開できます。

2) 複数事業所の更新

同じ自治体管内に複数事業所がある場合、一つの
事業所が「更新申請済」ボタンをクリックすれば、
全ての事業所のシステム更新申請が完了します。
所管自治体が異なる場合は、所管自治体ごとに
システム更新申請が必要です。

各種研修・講習会のお知らせ

1. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。

該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者（**1事業場1名以上**）

◇ 研修会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師 各ディーラー技術担当者

◇ 研修内容 学科：新機構・新装置について

実習：オートマチック・トランスミッションの構造・機能及び故障診断

◇ 受講料 6,500円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

・平成24年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 945円

・平成24年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,155円

◇ 研修日時 受付 9:00～9:30

研修 9:30～17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
				学科(小型)	実習	学科(大型)
1	9月13日	木	岳麓①	45	トヨタ	トヨタ
2	9月20日	木	岳麓②	45	日産	三菱ふそう
			大月			
3	10月4日	木	南アルプス南	50	マツダ	いすゞ
			峡北			
4	10月11日	木	塩山	50	トヨタ	UDトラックス
			南巨摩南			
5	10月18日	木	南巨摩北	50	ホンダ	日野
			南アルプス北			
6	10月25日	木	都留	50	日産	三菱ふそう
			上野原			
7	11月1日	木	韮崎	40	スバル	いすゞ
			市川			
8	11月22日	木	甲府南①	50	トヨタ	トヨタ
9	12月6日	木	甲府南②	50	ダイハツ	日野
			甲府西			
10	12月13日	木	甲府北	45	三菱	三菱ふそう
			甲府東			
11	1月17日	木	二輪	20	二輪	二輪
12	1月24日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ
13	2月7日	木	東八②	45	ホンダ	UDトラックス
			日下部			
14	2月14日	木	その他	20	スズキ	スズキ
						日野

注意：1月17日の技術研修（二輪）受講を希望される事業場は、8月31日（金）までに教育課へお申出下さい。

2. ハイブリッド車(プリウス)整備講習会

ハイブリッド車の車検整備における一部定期交換部品として、「ブレーキフルード」、「インバータ冷却水」等がありますが、ECB搭載のプリウスは通常のペダリング方法だけでは、フルード交換が出来ません。

また、インバーターの冷却水交換においては、冷却水通路のエア抜きが必要となります。

「整備時の注意点」、「整備モード」、「ブレーキ禁止モード」、「ECB搭載ブレーキのフルード交換」、「インバーター冷却水の交換」等、これら車検整備時に必要な事柄を実習にて行います。

- ◇ 受付期間 **8月6月（月）～9月28日（金）**
- ◇ 講習日時 **10月10日（水）9：30～17：00**
- ◇ 講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 ディーラートレーナー、振興会
- ◇ 講習内容 ハイブリッド車の整備における注意点
 - (30系) 整備モード、ブレーキ禁止モードへの移行方法
 - (20系) ECB搭載ブレーキフルード交換実習
 - (10系) インバーター冷却水の交換実習
 - 補機バッテリー交換時の各システム初期化方法
- ◇ 持ち物 筆記用具
- ◇ 受講料 5,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **30名** (定員になり次第締切とさせて頂きます)

3. 外部診断機等取扱講習会 (スキャンツール基本研修)

自動車の故障探求に今後なくてはならない機器となってしまった外部診断機！

故障探求の診断機としてだけでなく、日々の整備にも活用しましょう！！

全ての車を入庫の際にまず診断し、「異常がないか」を確認することも整備をする上で重要！

お客様に「確実な整備」で「安心」「安全」を伝え、「顧客満足度アップ」を目指しましょう。

入庫時、整備後のデーター提示で、整備トラブル防止にも役立つアイテムとなる事でしょう。

振興会所有の外部診断機を使用して、「機器の取扱い方法」及び「実車での簡易な故障探求」を行います。

- ◇ 受付期間 **8月1日（水）～10月12日（金）**
- ◇ 講習日時 **10月16日（火）9：30～16：00**
- ◇ 講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 振興会
- ◇ 講習内容 スキャンツール（日立HDM3000・デンソーDST-2）を使い、機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求（以前行いました外部診断機等取扱講習と同じ内容です）
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 4,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着20名** (定員になり次第締切とさせて頂きます)

講習申込方法

申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

4. スキャンツールを活用する事業場の認定制度 「コンピューター・システム診断認定店」創設のご案内

近年、自動車の安全・環境性能の向上に伴い、電子制御による新技術の利用が広がっています。

この性能を維持するためには、適切な点検整備を行なうことが重要であり、故障を診断し必要な整備が効果的に行える汎用型のスキャンツールの普及や整備要員の技能向上等の人材育成が求められます。

このような状況を踏まえ、日整連において、整備事業場における新技術への対応力の強化、並びにユーザーの入庫促進の手段とし、スキャンツールを活用して、整備、診断作業の効率化を図ると共に、電子制御の機能診断が実施できる整備事業場を認定する制度が創設されました。

認定の要件には

- ①「スキャンツール基本研修」及び「スキャンツール応用研修修了者」又は、一級自動車整備士の在籍
- ②スキャンツールの保有（機器の条件あり）
- ③FAINESへの加入

以上の3点が定められています。

詳細は下記の「スキャンツール活用事業場認定規則」を参照してください。

認定要件にある①「スキャンツール応用研修」につきましては、平成25年度に開催を予定します。

上記「スキャンツール基本研修」については、当振興会で行っていた「外部診断機等取扱講習」と同じ内容ですので、過去に「外部診断機等取扱講習」を受講した方は、「スキャンツール基本研修」を受講済み扱いとします。

スキャンツール活用研修の概要

1. 研修対象者

- ・基本研修は、原則として三級自動車整備士以上で、主にスキャンツールの未経験者
- ・応用研修は、原則として基本研修修了者とし、この他に、基本研修修了者と同等以上の知識・技能を有する者。

2. 研修内容

- ・基本研修は、スキャンツールの一般的な知識・技能を習得する内容
- ・応用研修は、スキャンツールの基本研修のステップアップを図る研修とし、高度な診断・整備技術を習得する内容

3. 研修時間

- ・基本研修の研修時間は、実習4時間以上を含めた概ね6時間以上とする。
- ・応用研修の研修時間は、実習を中心に6時間以上とする。

「スキャンツール活用事業場」認定規則

(社)日本自動車整備振興会連合会
平成24年3月28日

(目的)

第1条 この制度は、スキャンツールを活用して整備作業、診断作業の効率化を図るとともに、自動車の電子制御装置の機能診断が実施できる整備事業場を認定することにより、ユーザーの信頼を獲得することを目的とする。

(組織及び業務等)

第2条 制度の運用、管理は、中央においては(社)日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。)が、地方においては各都道府県自動車整備振興会(以下「地方整振」という。)が、これを行う。

2 日整連は、次の業務を行う。

- (1) スキャンツール活用研修の指導員の養成に関すること。
- (2) 認定ツールの受注、供給に関すること。(別紙1:認定ツール)

3 地方整振は、次の業務を行う。

- (1) スキャンツール活用研修会の開催に関すること。
- (2) スキャンツール活用研修修了証に関すること。(別紙2:研修修了証)
- (3) 事業場の認定の審査に関すること。
- (4) 認定ツールの発注に関すること。
- (5) 認定事業場の管理に関すること。

(認定の名称)

第3条 認定の名称は、「コンピュータ・システム診断認定店」とする。

(認定の要件)

第4条 地方整振の会員で、次に掲げる(1)~(3)の要件を全て充足している事業場であること。

- (1) スキャンツール応用研修修了者又は一級自動車整備士が1人以上勤務していること。
- (2) スキャンツールを保有していること。ただし、J-OBDⅡ対応、DTC読み取り・消去、作業サポート、データモニタ、フリーズフレームデータ、アクティブテストの機能を有するもの
- (3) FAINESに加入していること。

(スキャンツール活用研修)

第5条 スキャンツール基本研修及びスキャンツール応用研修の内容、研修時間等は、スキャンツール活用研修実施要領に定める。

(認定の審査)

第6条 地方整振は、事業場から「コンピュータ・システム診断認定店」の申請があった場合には、事業場認定要件審査台帳に基づき審査を行う。(別紙3:事業場認定要件審査台帳)

(事業者の責務)

第7条 認定を受けた事業者は、点検・整備の取引に際し、顧客に対しスキャンツールによる診断結果について説明し、かつ可能な限り診断結果の印刷物を提供すること。

(認定の解除)

第8条 認定を受けた事業者は、第4条に示す認定要件を充足できない状態になった場合には、速やかに所属の地方整振に届け出なければならない。

附 則

(実施期日)

この認定規則は、平成24年4月1日から実施する。

別紙1 認定ツール(例):卓上盾



別紙2 修了証

スキャンツール
(基本・応用)研修修了証

日整連 太郎 殿
(修了番号 ○○○○○)

上記の者は、スキャンツール(基本・応用)研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日
○○○自動車整備振興会
会長 ○○ ○○ 印

5. 自動車整備技能登録試験対応講座

平成24年度第1回自動車整備士技能登録試験（10月7日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので、受講をお勧めします。

◇受付期間 **8月1月（水）～8月31日（金）**

◇実施種目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

◇講習日時

第1日	9月12日（水）	9：10～15：50
第2日	9月19日（水）	10：00～15：50
第3日	9月21日（金）	9：10～15：50

◇講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇講習内容 過去に出題された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に出題された検定・登録試験問題等
※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

◆ 2級ガソリン自動車

⇒ 2級ガソリン・エンジン編、2級シャシ編、法令教材

◆ 3級自動車ガソリン・エンジン

⇒ 3級ガソリン・エンジン編、基礎自動車工学、法令教材

◇受講料 2級、3級・・・15,000円（資料代含む）

（未受講の場合は、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

講座申込方法

申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

第120期技術講習所受講生募集のご案内

◇募集種目・募集人員

種目	募集人員数
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

(受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。)

◇申込期間 **8月13日（月）～9月28日（金）**

※ 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ
受講料を添えてお申し込み下さい。

(受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。)

◇受講料

種目		受講料	備記
二級ガソリン	会員	57,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	82,000	

◇予定講習日程 (講師の都合上、予定を変更する場合があります。)

①二級ガソリン 原則 火、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

	講習日（予定）					
	10月	23日（火）	26日（金）	30日（火）		
11月	6日（火）	9日（金）	20日（火）	27日（火）		
12月	4日（火）	7日（金）	11日（火）	18日（火）		
1月	11日（金）	15日（火）	18日（金）	22日（火）	25日（金）	29日（火）
2月	1日（金）	9日（土）	12日（火）	19日（火）★		

②三級ガソリン 原則 火、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

	講習日（予定）				
	10月	23日（火）	26日（金）	30日（火）	
11月	2日（金）	6日（火）	20日（火）	27日（火）	30日（金）
12月	7日（金）	11日（火）	14日（金）	21日（金）	
1月	11日（金）	15日（火）	18日（金）	22日（火）	25日（金）
2月	5日（火）	9日（土）	15日（金）	22日（金）★	

【★：予備日】

③講習時間 9：10～15：50（1日 6時限）

④開講式 **10月23日（火）**（講習開始初日）**9：00**

(社)山梨自県自動車整備振興会 大講堂

⑤修了式（予定）平成25年 2月 中旬

◇受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

◇その他

- ① 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ② 受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③ デジタルサーチットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※商工組合販賣課で下記を取り扱っています。

☆白色作業服	3,045円 (S~3Lまで)
	3,255円 (4L~BXL)
☆デジタルサーチットテスタ	7,000円

自動車エンジン電装講習 STEP UP3の報告

自動車エンジン電装講習 STEP UP 3を、7月12日（木）ディーラートレーナーを講師とし、参加者4名にて行いました。

実習をメインにエンジン電装回路に設けた各故障を、電気配線図、回路図、ぎそう図を読みながらスキャンツールやサーチットテスタを使い実施しました。

参加された受講者の皆様は、「故障現象確認からの絞り込み」、「配線図等からの故障部位の切り分け」、「スキャンツールを使い各種方法での故障探究」する方法を実践して頂きました。

この講習をもとに日々の整備に活かして頂きたいと思います。



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 7

整備業界における社会的責務の増大等、業界を取り巻く諸環境の新たな転換に対応するため、「自動車整備相談所」を各都道府県振興会に開設し、整備に関するユーザーの相談を適正かつ迅速に処理し、一層の信頼性の確保に努めています。

全国から寄せられた整備相談事例を紹介しますので参考とされますようお願いします。

ケースその1

【相談】茨城県 男性

【内容】修理後 故障再発について（エンジン）

・車名：乗用車 ・登録年月：平成18年 ・走行距離：10万km

平成23年12月に突然のエンジンストップによる走行不能になり、ディーラーに修理依頼する。センサーの不具合により交換作業後納車（修理代支払い）

今年2月同じ症状により、走行不能状態になる。ディーラーではセンサー及びワイヤーハーネス等交換で対応（再整備のため無償）。

交差点で急にエンジンが止まりかからなくなった。高速走行中に同じことになったらと考えたらゾッとする。今後、走行中に突然停止しないことが100%保証されなければ怖くて乗れない。

ディーラーでは100%の保証はできないというので、使用することができない。どうしたらよいか。

○ディーラーに確認

ユーザーの言い分は基本的に間違いないとのこと。再整備となったことは事実だが、今回の修理部分については問題ないと考えている。

但し、今後走行中に停車するようなことは一切ないかと念を押されれば、走行距離も10万kmを超えており、別の不具合によりトラブルがあることは否定できない旨を伝えると、それでは怖くて乗れないとのことで対応に困っている。

【対応】

ユーザーに連絡

「同じ症状で2度不具合があれば気持ちも解ります。しかし、ディーラーでも誠意をもって対応していると思いますし、少なくとも今回の修理個所については問題ない状態であると言えると思います。新車であっても100%の保証はできないのではないでしょうか」と、今回の状況でそちらが望む保証は難しいことを伝える。

本人もディーラーの対応について、ある程度は納得している様子で、「仕方ないので車両の引取りには行く」との了承を得て、ディーラーにその旨連絡する。

ケースその2

【相談】埼玉県 女性

【内容】修理時の対応（説明、見積書）について

・車名：乗用車 ・登録年月：平成14年式 ・走行距離：10万km超

Y氏は通勤途上（片道20km）、ATの変速ショックが大きくなっていくのを感じた為会社の近くのディーラーK店の整備工場に診断をお願いした。フロント係S氏からは、ATオイルが汚れているので交換を進められたのでお願いすることにした。

しばらく走行するとDランプが点滅し力が無くなっているように感じたので、翌日また入庫して再度見てもらったところ、3速に固定されて変速しないとの事で、ミッションの交換が必要と言われた。

早速、見積りをしてもらったところ約22万円（リビルト品）の費用が掛かるとの事であったが、値段が高いと感じたY氏は整備ミスではないのか？と訴えたところ、工場側としては過去に2回交換履歴があり、汚れも著しかったので交換と判断したらしい。

フロントS氏は5万円まで保証しますとの事であったが、それでも料金的に折り合わなかったので中古部品であれば15万円位で済むとの提案を受けてお願いした。車は、そのまま乗っていてくださいと言われたので、乗り続けていたが、最近エンジンより異音がするようになってきた。

2ヶ月間何も言ってこないK店を不信に思いメーカーの相談室に電話したが、販社に話して下さいと言われたので、再度K店に電話してみると、なかなか部品が見つからない、5万円まで保証するとは言っていないと責任回避しているようにしか思えない為、消費者センターの紹介で相談してきたとの事であった。

【対応】

早速、メーカーのサービス本部に上記苦情内容を説明した。

お客様とすると、

①エンジンまでおかしくなってきてている（異音発生）のは、予想ができたことではないのか？

②初めに、ATオイルを交換した時、リスク等も話すべきではなかったのか？

③対応が、二転三転して最後は責任回避する様な言動を言ったりとK店の言う通りにしていたにも拘わらず、まるでY氏が悪い様に言われるのは納得がいかない。との内容だったので合わせて事実関係の確認して頂く様に依頼した。

後日、サービス本部から連絡があり大至急部品の手配をして、Y氏がなるべく不利益にならない様に対処しますとの事であった。

ケースその3

【相談】長野県 男性

【内容】不正改造車の対応について

- ・車名：不明 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

以前ディーラーでオイル交換をしてもらった。今回、オイル交換と車検をお願いしたところ、不正改造車なので車検は出来ないと断られた。自分は車を購入後一切改造はしておらず、不正改造車に乗っている認識もなかった。

前回の整備（オイル交換）は良くて、車検はダメというのは納得できない。不正改造車なら前回の整備も作業してはならなかつたのでは無いか。

整備員は「当社は認証工場なので不正改造車の車検整備は出来ない」と言い、フロントマンは「不良個所を復元すれば車検整備依頼を受けることができる」と言っている。両者の言い分が異なるのも納得できない。

【対応】

お客様は、他社で中古車を購入しオイル交換に入庫。

最初のオイル交換時には不正改造に気付かなかつたが、今回は不正改造を確認している。車両はワインカ一付ドアミラーで、スマート連動タイプ。スマートは常時点灯し、色は青。整備員がお客様にアドバイスをしないで「認証工場なので不正改造車の車検整備は出来ない」と、いきなり説明してしまつたことが原因。

その後、車検整備を受けるにあたつてのアドバイスをしたが、最初の一言が頭に来たらしく、アドバイスの途中で人の話を一切聞かなくなつてしまい、その場で陸運支局に電話をした。

ディーラー側は説明時の不手際を認め謝罪した。その後、お客様の所へ出向いて更に謝罪するが、事業場が行政処分を受けないと収まらない状況になつてるとディーラーから連絡が入る。

当方からお客様へ電話し、オイル交換だけ実施したときは、昼間の作業であったことから、灯火関係の不具合は確認できない状況であったことと、不正改造のまま車検を行つたわけではないので、行政処分の対象にはならないことを説明し、今後は当事者同士で話し合いをしていただく様お願ひした。

燃料ホースの点検・車検整備作業時の注意事項について

日産自動車 編

■ 対象車両

自家用貨物、事業用等 及び1998年以前に生産された乗用車

■ 内容

ガソリンエンジン搭載の車両において、車両の点検・車検整備作業時に定期交換部品に指定されている燃料ホースを交換せずにそのまま使用を続けたことにより、劣化した燃料ホースからガソリンが漏れ、ガソリン臭が発生し、そのまま使用を続けたためにエンジルームの焼損に至った事例もありましたので、点検・車検整備作業時には特にご注意ください。

■ 留意点

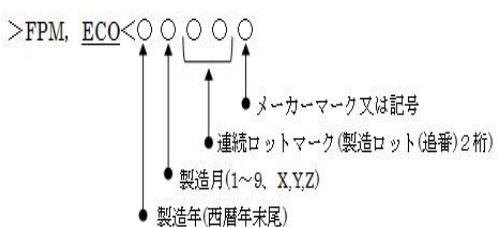
車両の点検・車検整備作業時に燃料ホースを確認して頂き、ホースの表面に「HIPREX-D及びHIPREX-DⅡもしくは>FPM, EC0<○○○○」(○部分は製造年月日、ロット等を表す)と記載されていない燃料ホースが装着されていた場合には、メンテナンスノートに記載されている交換時期の指示に従い燃料ホースを定期交換してください。

また、燃料ホースにひび割れ等の劣化が認められる場合、もしくは燃料ホース周辺にガソリン臭が認められる場合には、すぐに新品の燃料ホースに交換するようにしてください。

更に、可能でしたら「HIPREX-D及びHIPREX-DⅡもしくは>FPM, EC0<○○○○」(○部分は製造年月日、ロット等を表す)と記載されていない燃料ホースに交換すれば、以後定期交換は不要となります。

また、部品番号で部品を取得することにより>FPM, EC0<○○○○と記載された部品が供給されます。

【参考】



<ガソリンエンジン車燃料ホース交換時期(HIPREX-D及びHIPREX-DⅡを除く)>

	乗用車	自家用貨物 ・レンタカー	事業用等 (ハイヤー・タクシー・貨物等)
交換時期 (エンジルーム内)	初回5年 その後4年毎	4年毎	2年毎

